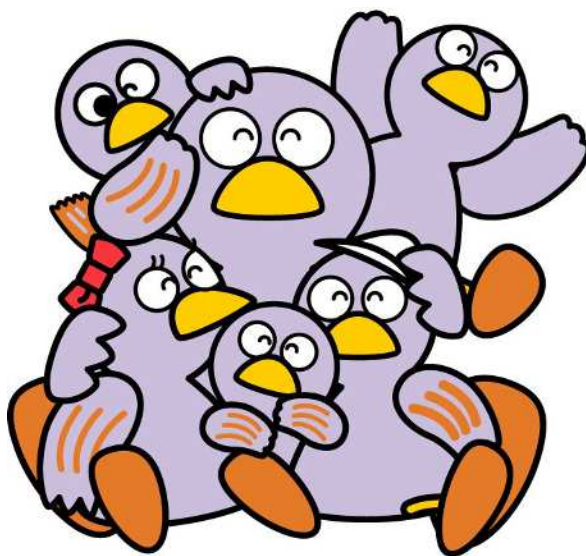




彩の国 埼玉県

令和3年度決算に基づく健全化判断比率



埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県企画財政部市町村課

令和3年度決算に基づく健全化判断比率の概要(確定値)

I 総括事項

1 実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。

埼玉県内で、実質赤字額が発生している市町村はありませんでした。

また、全国の市区町村で実質赤字額がある団体、早期健全化基準（財政規模に応じ11.25%～15%）以上となった団体はありませんでした。

2 連結実質赤字比率

一般会計や公営企業会計など全会計を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したものです。

埼玉県内で、連結実質赤字額が発生している市町村はありませんでした。

また、全国の市区町村で連結実質赤字額がある団体、早期健全化基準（財政力に応じ16.25%～20%）以上となった団体はありませんでした。

3 実質公債費比率

地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。

埼玉県内で、早期健全化基準（25%）以上となった市町村はありませんでした。

なお、地方債発行に際し許可団体となる18%以上となった団体についても、**埼玉県内にはありませんでした**（全国では市区町村で1団体が18%以上）。

また、全国では市区町村のうち1団体が財政再生基準(35%)以上となりました。

県内市町村の平均は5.0%で、前年度と同じ値となりました。全国市区町村平均は5.5%で、前年度と比べて0.2ポイント低下しました。

4 将来負担比率

一般会計等の地方債残高や将来支払う可能性がある負担等を指標化したものです。

埼玉県内で、早期健全化基準（350%）以上となった市町村はありませんでした。

また、全国の市区町村で早期健全化基準（政令市を除く市区町村は350%、政令市は400%）以上となった団体はありませんでした。

県内市町村の平均は 8.3%で、前年度と比べて 7.7 ポイント低下しました。全国市区町村平均は 15.4%で、前年度と比べて 9.5 ポイント低下しました。

5 資金不足比率

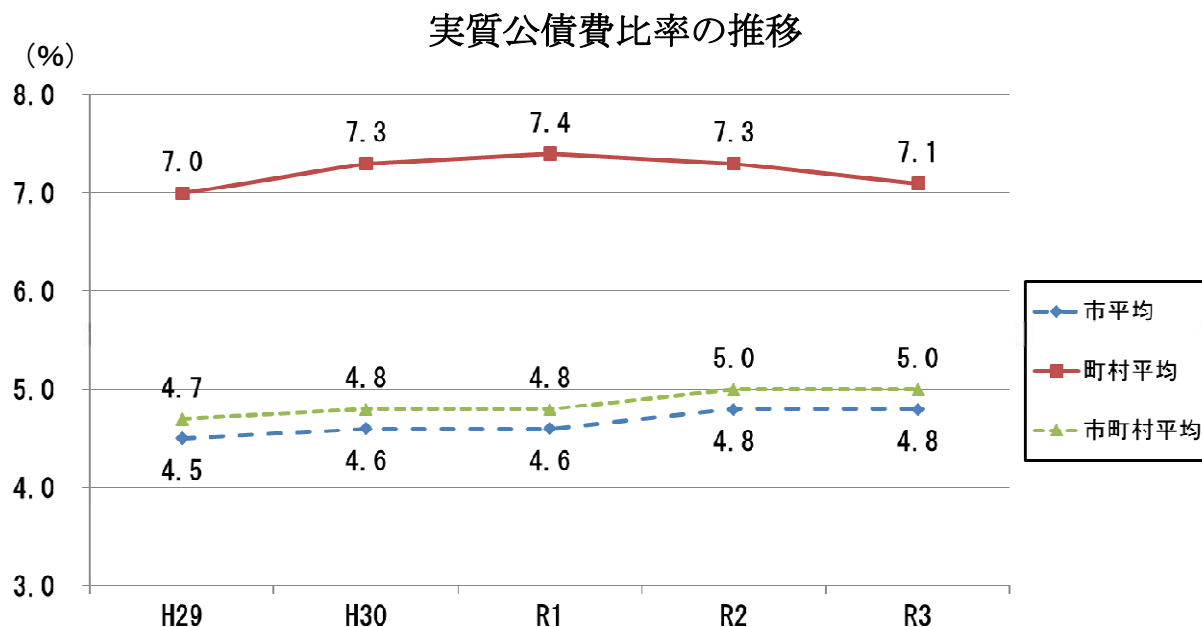
公営企業の資金不足額を事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したものです。

埼玉県内で、資金不足が発生している公営企業はありませんでした。

また、全国の市区町村では 7 の公営企業会計が経営健全化基準（20%）以上となっています。

II 実質公債費比率の状況について

実質公債費比率は、公債費に充てた一般財源が増加したものの、準元利償還金（公営企業債の元利償還金に対する一般会計繰出金等、公債費に準ずる支出とされているもの）が減少したため、前年度と同じ値となりました。



【実質公債費比率の分子となる公債費の分析】

令和 3 年度単年度における一般会計等の地方債元利償還金（公債費）に充てた一般財源（①）と準元利償還金（公営企業債の元利償還金に対する一般会計繰出金等、公債費に準ずる支出とされているもの）（②）の県内市町村の合計は、約 2,270 億円となりました。

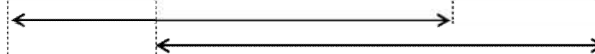
令和3年度実質公債費比率に新たに加わる令和3年度単年度が、令和2年度実質公債費比率に含まれていた平成30年度単年度と比べて、約52億円増加(+2.3%)しました。

実質的な公債費負担の状況（単年度）

（単位：千円、％）

項目	H30	R1	R2	R3	R3 - H30	増減率
①公債費に充てた一般財源(a-b)	163,865,545	169,030,697	173,047,010	177,796,888	13,931,343	8.5
元利償還金の額(a)	209,744,233	214,211,155	217,457,602	221,775,250	12,031,017	5.7
特定財源の額(b)	45,878,688	45,180,458	44,413,369	43,978,362	▲ 1,900,326	▲ 4.1
②準元利償還金(c+d+e+f)	57,972,004	51,537,682	50,639,078	49,194,310	▲ 8,777,694	▲ 15.1
公営企業への繰出金(c)	37,869,135	34,751,772	34,184,677	32,940,083	▲ 4,929,052	▲ 13.0
一部事務組合への負担金(d)	6,906,689	6,795,037	6,601,044	6,988,217	81,528	1.2
公債費に準ずる債務負担行為(e)	9,856,161	6,652,256	6,518,948	5,931,448	▲ 3,924,713	▲ 39.8
その他の準元利償還金(f)	3,340,019	3,338,617	3,334,409	3,334,562	▲ 5,457	▲ 0.2
合計(①+②)	221,837,549	220,568,379	223,686,088	226,991,197	5,153,649	2.3

【実質公債費比率の算定】
 (3か年平均)
 令和2年度
 令和3年度



①公債費に充てた一般財源

元利償還金の額が増加したため、8.5%増加しました。

②準元利償還金

・公営企業債の元利償還金に充てた繰出金*

公営企業債の償還額が減少したため、13.0%減少しました。

※ 一般会計から公営企業会計に対する繰出金のうち、公営企業債の償還財源に充てたと認められるもの

・一部事務組合の起債した地方債償還金に充てた負担金*

組合における地方債償還額が増加したことなどにより、1.2%増加しました。

※ 一部事務組合への負担金のうち、組合が起債した地方債の償還財源に充てたと認められるもの

・公債費に準ずる債務負担行為*

土地開発公社からの用地買戻し費が減少したことなどにより、39.8%減少しました。

※ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるとされるもの

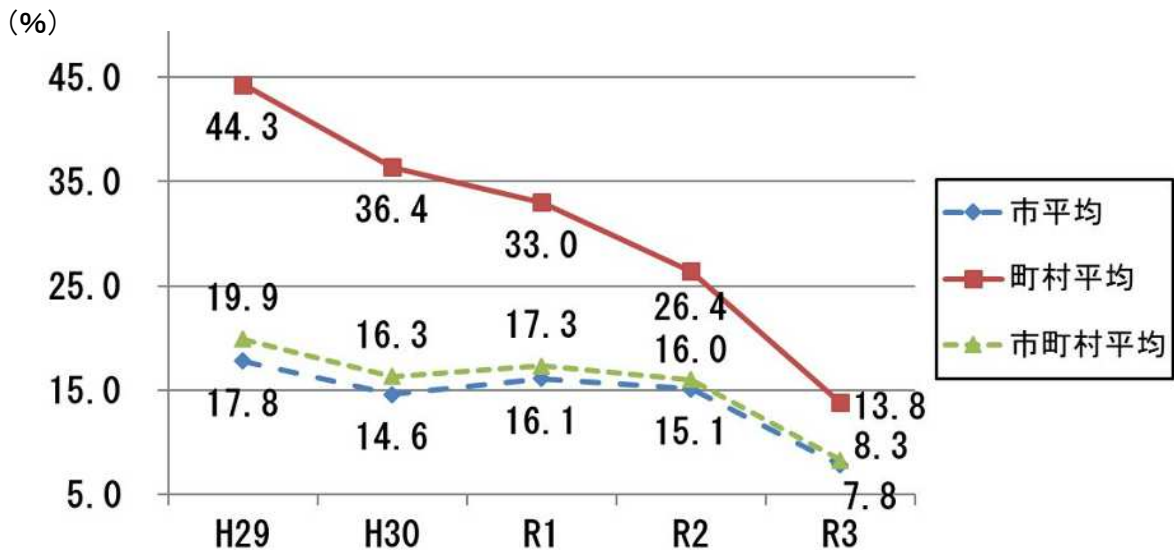
・その他の準元利償還金

一時借入金の利子が減少したことなどにより、0.2%減少しました。

Ⅲ 将来負担比率の状況について

将来負担比率は、公営企業債に対する繰出見込額の減少や基金の増加に加え、分母に当たる標準財政規模が増加したことにより、低下しました。

将来負担比率の推移



【将来負担比率の分子となる将来負担額の分析】

将来負担額①は約2兆8,614億円で、164億円減少(-0.6%)し、充当可能な財源(基金や地方債元利償還に対して措置される地方交付税等)②は2兆7,427億円で、約812億円増加(+3.0%)しました。

将来負担比率の分子となる将来負担額③(①-②)は約1,187億円で、約975億円減少(-45.1%)したことにより、将来負担比率は低下しました。

将来負担額の状況

(単位：千円、%)

項目	R3	R2	R3 - R2	増減率	
将来負担額 ①	一般会計等の地方債残高	2,125,169,274	2,118,594,322	6,574,952	0.3
	債務負担行為支出予定額	58,067,282	59,156,146	▲ 1,088,865	▲ 1.8
	公営企業債繰出見込額	338,798,344	380,854,810	▲ 22,058,188	▲ 6.1
	組合負担等見込額	54,047,729	51,471,249	2,576,480	5.0
	退職手当負担見込額	270,054,566	279,727,470	▲ 1,672,904	▲ 0.6
	設立法人負担見込額	7,281,318	8,003,214	▲ 721,896	▲ 9.0
	合計	2,861,416,312	2,877,807,211	▲ 16,390,399	▲ 0.6
充当可能な財源 ②	充当可能基金	538,543,170	457,224,242	81,318,928	17.8
	充当可能特定収入	384,025,773	388,688,343	▲ 4,342,570	▲ 1.1
	うち都市計画税	370,557,388	374,516,013	▲ 3,958,125	▲ 1.1
	交付税算入見込額	1,820,172,272	1,815,892,720	4,179,552	0.2
	合計	2,742,741,215	2,661,885,305	81,155,910	3.0
③将来負担額(①-②)	118,675,098	216,221,906	▲ 97,546,308	▲ 45.1	
④標準財政規模	1,588,728,513	1,505,864,923	78,364,590	5.2	
⑤基準財政需要額算入公債費	154,833,519	154,871,172	182,347	0.1	
⑥将来負担比率分母(④-⑤)	1,428,195,394	1,350,893,751	78,202,243	5.8	

①将来負担額

一般会計等の地方債残高は、地方債発行額が増加したことなどから、0.3%増加しました。

債務負担行為に基づく支出予定額は、債務負担行為の期間が終了したことなどから、1.8%減少しました。

公営企業債の繰出見込額は、公営企業債残高が減少したことなどから、6.1%減少しました。

一部事務組合等が起債した地方債の負担見込額は、地方債残高が増加したことなどから、5.0%増加しました。

退職手当の負担見込額は、一般職に属する職員の退職手当支給予定額が減少したことなどから、0.6%減少しました。

②充当可能な財源等

充当可能な基金は、財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金が増加したことなどから、17.8%増加しました。

【用語解説】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

地方公共団体の財政状況を客観的に把握するための4つの比率及び地方公共団体の公営企業会計ごとの経営状況を判断するための資金不足比率が規定されています。

これらの比率は、前年度の決算に基づき算定し、監査委員の審査を受け、議会への報告、住民へ公表することが義務づけられており、日頃から議会、住民のチェックを受けることで、財政破綻の予防、健全な財政運営の維持を期すものです。

比率にはそれぞれに、早期健全化基準及び財政再生基準が設けられ、基準以上となった団体には、早期（経営）健全化計画又は財政再生計画の策定が必要となります。

実質赤字比率

一般会計等に赤字額がある場合に、その赤字額を標準財政規模（各団体の標準的な一般財源の規模）で除した比率。黒字の場合、「比率なし」となります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

早期健全化基準：財政規模に応じ 11.25%～15%以上

財政再生基準：20%以上

連結実質赤字比率

全ての会計の赤字額や黒字額を合算し、団体全体としての赤字額がある場合に、その赤字額を標準財政規模で除した比率。黒字の場合、「比率なし」となります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

早期健全化基準：財政規模に応じ 16.25%～20%以上

財政再生基準：30%以上

実質公債費比率

一般会計等の地方債償還金に限らず、公営企業会計の地方債償還金に充てたと認められる一般会計からの繰出金や、一部事務組合が起こした地方債の償還金に充てられたと認められる負担金等、一般会計等が実質的に負担したと考えられる公債費の額を、標準財政規模（普通交付税の基準財政需要額に計上される額を除く。）で除した比率（前3年度の平均値）。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

早期健全化基準：25%以上

財政再生基準：35%以上

※地方財政法の規定により、18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要

将来負担比率

一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当の負担見込額、地方公社や第三セクター等の出資法人への負担見込額等、当該団体が支払う可能性のある負担額（将来負担額）を、標準財政規模（普通交付税の基準財政需要額に計上される額を除く。）で除した比率。将来負担額が生じない場合は、「比率なし」となります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定歳入見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

早期健全化基準：350%

財政再生基準：設けられていません。

資金不足比率

地方公共団体の公営企業会計において、資金不足額（地方公営企業法の適用企業の場合、流動負債から流動資産を差し引いた資金不足額。非適用企業の場合、実質収支の赤字額）を、公営企業の事業の規模（料金収入等）で除した比率。資金不足が発生していない場合、「比率なし」となります。

$$\text{資金不足比率} = \text{資金の不足額} \div \text{事業の規模}$$

○資金の不足額

法適用企業：流動負債等－流動資産－解消可能資金不足額

法非適用企業：歳出額等－歳入額

○事業の規模

法適用企業：営業収益－受託工事収益

法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

経営健全化基準：20%以上

財政再生基準：設けられていません。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率一覧

●実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当団体なし

●実質公債費比率、将来負担比率は以下のとおり

(単位：%)

団体名	実質公債費比率			将来負担比率		
	R3決算 A	R2決算 B	増減 A-B	R3決算 A	R2決算 B	増減 A-B
さいたま市	6.5	5.8	0.7	18.9	28.2	▲ 9.3
川越市	6.2	5.8	0.4	62.2	69.7	▲ 7.5
熊谷市	▲ 0.8	0.0	▲ 0.8	-	-	-
川口市	3.4	5.0	▲ 1.6	4.6	11.4	▲ 6.8
行田市	3.2	3.7	▲ 0.5	-	9.2	-
秩父市	3.4	4.4	▲ 1.0	13.7	19.9	▲ 6.2
所沢市	3.9	3.1	0.8	3.0	6.9	▲ 3.9
飯能市	4.2	3.6	0.6	26.1	34.4	▲ 8.3
加須市	4.5	4.4	0.1	-	-	-
本庄市	3.7	3.7	0.0	-	-	-
東松山市	3.2	2.8	0.4	18.6	24.2	▲ 5.6
春日部市	3.1	3.1	0.0	3.7	11.2	▲ 7.5
狭山市	5.3	4.9	0.4	-	-	-
羽生市	9.1	9.4	▲ 0.3	57.4	73.1	▲ 15.7
鴻巣市	4.1	4.3	▲ 0.2	8.0	8.9	▲ 0.9
深谷市	▲ 1.7	▲ 1.5	▲ 0.2	-	-	-
上尾市	4.8	5.0	▲ 0.2	-	10.9	-
草加市	3.9	3.9	0.0	9.7	12.6	▲ 2.9
越谷市	6.7	7.6	▲ 0.9	12.9	20.0	▲ 7.1
蕨市	5.0	2.3	2.7	-	-	-
戸田市	8.1	7.1	1.0	26.2	32.0	▲ 5.8
入間市	3.1	2.3	0.8	4.4	10.2	▲ 5.8
朝霞市	4.9	4.7	0.2	17.0	23.1	▲ 6.1
志木市	1.4	1.0	0.4	-	-	-
和光市	4.0	3.2	0.8	37.5	28.7	8.8
新座市	5.1	5.4	▲ 0.3	25.3	50.9	▲ 25.6
桶川市	5.5	5.5	0.0	32.3	43.0	▲ 10.7
久喜市	5.1	5.7	▲ 0.6	3.4	5.5	▲ 2.1
北本市	7.3	7.4	▲ 0.1	4.8	18.9	▲ 14.1
八潮市	6.0	5.0	1.0	23.3	26.8	▲ 3.5
富士見市	2.5	2.3	0.2	-	-	-
三郷市	8.0	8.7	▲ 0.7	53.2	72.0	▲ 18.8
蓮田市	4.3	5.2	▲ 0.9	-	9.6	-
坂戸市	6.8	6.1	0.7	9.8	24.6	▲ 14.8
幸手市	2.7	3.0	▲ 0.3	21.1	33.4	▲ 12.3
鶴ヶ島市	6.5	6.8	▲ 0.3	-	-	-
日高市	3.4	2.9	0.5	-	-	-
吉川市	7.1	7.5	▲ 0.4	-	24.7	-
ふじみ野市	1.8	2.0	▲ 0.2	-	-	-
白岡市	5.5	6.5	▲ 1.0	-	-	-
市平均	4.8	4.8	0.0	7.8	15.1	▲ 7.3

(単位：%)

団体名	実質公債費比率			将来負担比率		
	R3決算 A	R2決算 B	増減 A-B	R3決算 A	R2決算 B	増減 A-B
伊奈町	6.3	6.6	▲ 0.3	-	13.9	-
三芳町	10.5	10.9	▲ 0.4	80.9	100.2	▲ 19.3
毛呂山町	8.6	8.4	0.2	28.0	39.4	▲ 11.4
越生町	4.4	4.1	0.3	8.9	20.4	▲ 11.5
滑川町	8.9	10.4	▲ 1.5	21.8	38.3	▲ 16.5
嵐山町	9.2	9.2	0.0	47.0	65.1	▲ 18.1
小川町	6.8	6.9	▲ 0.1	30.6	40.6	▲ 10.0
川島町	3.9	4.6	▲ 0.7	2.4	29.6	▲ 27.2
吉見町	5.6	5.9	▲ 0.3	6.4	8.3	▲ 1.9
鳩山町	10.9	10.6	0.3	90.1	119.2	▲ 29.1
ときがわ町	4.5	4.4	0.1	5.9	25.6	▲ 19.7
横瀬町	7.0	7.1	▲ 0.1	25.2	27.3	▲ 2.1
皆野町	6.7	7.1	▲ 0.4	-	-	-
長瀨町	12.1	12.7	▲ 0.6	39.6	62.5	▲ 22.9
小鹿野町	8.3	8.3	0.0	24.9	43.5	▲ 18.6
東秩父村	2.0	1.7	0.3	-	-	-
美里町	7.5	6.8	0.7	-	23.1	-
神川町	8.3	6.8	1.5	-	-	-
上里町	8.7	8.6	0.1	-	-	-
寄居町	3.4	3.9	▲ 0.5	24.1	31.5	▲ 7.4
宮代町	6.0	6.3	▲ 0.3	-	6.5	-
杉戸町	7.4	7.9	▲ 0.5	-	-	-
松伏町	5.9	6.3	▲ 0.4	8.8	17.3	▲ 8.5
町村平均	7.1	7.3	▲ 0.2	13.8	26.4	▲ 12.6
市町村平均	5.0	5.0	0.0	8.3	16.0	▲ 7.7

(参考)

早期健全化基準	25.0	350.0 (政令市は400.0)
財政再生基準	35.0	基準なし

- ・実質公債費比率は、当該年度を含む前3か年平均の値
- ・平均値は、加重平均
- ・「-」は、将来負担額がない場合（充当可能財源が将来負担額を超えている場合）

令和3年度決算に基づく資金不足比率一覧

地方公共団体の名称	特別会計名	資金不足比率
川崎市	水道事業会計	-
川崎市	公共下水道事業会計	-
川崎市	農業集落排水事業特別会計	-
熊谷市	水道事業会計	-
熊谷市	下水道事業会計	-
熊谷市	農業集落排水事業特別会計	-
熊谷市	熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計	-
川口市	水道事業会計	-
川口市	下水道事業会計	-
川口市	病院事業会計	-
行田市	水道事業会計	-
行田市	公共下水道事業会計	-
秩父市	病院事業会計	-
秩父市	下水道事業会計	-
秩父市	農業集落排水事業特別会計	-
秩父市	戸別合併処理浄化槽事業特別会計	-
秩父市	公設地方卸売市場特別会計	-
所沢市	所沢市水道事業会計	-
所沢市	所沢市下水道事業会計	-
所沢市	所沢市病院事業会計	-
飯能市	水道事業会計	-
飯能市	下水道事業会計	-
加須市	水道事業会計	-
加須市	下水道事業会計	-
加須市	農業集落排水事業特別会計	-
加須市	加須都市計画事業野中土地区画整理事業特別会計	-
本庄市	水道事業会計	-
本庄市	下水道事業会計	-
東松山市	病院事業会計	-
東松山市	水道事業会計	-
東松山市	下水道事業会計	-
東松山市	高坂駅東口第一土地区画整理事業特別会計	-
春日部市	水道事業会計	-
春日部市	病院事業会計	-
春日部市	下水道事業会計	-
春日部市	西金野井第二土地区画整理事業特別会計	-
狭山市	水道事業会計	-
狭山市	下水道事業会計	-
羽生市	水道事業会計	-
羽生市	下水道事業会計	-
鴻巣市	水道事業会計	-
鴻巣市	下水道事業会計	-
鴻巣市	農業集落排水事業特別会計	-
深谷市	水道事業会計	-
深谷市	下水道事業会計	-
上尾市	上尾市水道事業会計	-
上尾市	上尾市公共下水道事業会計	-
草加市	草加市水道事業会計	-
草加市	草加市立病院事業会計	-
草加市	草加市公共下水道事業会計	-
草加市	草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計	-
草加市	草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計	-
越谷市	病院事業会計	-
越谷市	公共下水道事業会計	-
越谷市	都市計画事業東越谷土地区画整理事業費特別会計	-
越谷市	都市計画事業七左第一土地区画整理事業費特別会計	-
蕨市	蕨市水道事業会計	-
蕨市	蕨市立病院事業会計	-
蕨市	蕨市公共下水道事業会計	-
戸田市	水道事業会計	-
戸田市	下水道事業会計	-
入間市	水道事業会計	-
入間市	下水道事業会計	-
朝霞市	水道事業会計	-
朝霞市	下水道事業会計	-
志木市	水道事業会計	-
志木市	下水道事業会計	-
和光市	水道事業会計	-
和光市	下水道事業会計	-
新座市	水道事業会計	-
新座市	公共下水道事業会計	-
桶川市	公共下水道事業会計	-
久喜市	水道事業会計	-
久喜市	下水道事業会計	-
久喜市	土地区画整理事業特別会計	-
北本市	公共下水道事業会計	-
八潮市	八潮市下水道事業会計	-
八潮市	八潮市公共下水道事業会計	-
八潮市	稲荷伊草第二土地区画整理事業特別会計	-
八潮市	鶴ヶ岡・二丁目土地区画整理事業特別会計	-
八潮市	大瀬古新田土地区画整理事業特別会計	-
八潮市	西袋上馬場土地区画整理事業特別会計	-
八潮市	八潮南部東一型特定土地区画整理事業特別会計	-
富士見市	水道事業会計	-

地方公共団体の名称	特別会計名	資金不足比率
富士見市	下水道事業会計	-
三郷市	下水道事業特別会計	-
三郷市	公共下水道事業特別会計	-
蓮田市	水道事業会計	-
蓮田市	下水道事業会計	-
蓮田市	蓮田市計画事業黒浜土地区画整理事業特別会計	-
蓮田市	蓮田市計画事業蓮田駅西口第一種市街地再開発事業特別会計	-
幸手市	水道事業会計	-
幸手市	公共下水道事業会計	-
幸手市	農業集落排水事業特別会計	-
日高市	水道事業会計	-
日高市	下水道事業会計	-
日高市	武蔵高萩駅北土地区画整理事業特別会計	-
吉川市	吉川市水道事業会計	-
吉川市	吉川市下水道事業会計	-
吉川市	吉川市農業集落排水事業特別会計	-
吉川市	吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計	-
ふじみ野市	水道事業会計	-
ふじみ野市	下水道事業会計	-
白岡市	白岡市水道事業会計	-
白岡市	白岡市公共下水道事業会計	-
白岡市	白岡市農業集落排水事業会計	-
伊奈町	水道事業会計	-
伊奈町	公共下水道事業会計	-
三芳町	水道事業会計	-
三芳町	下水道事業会計	-
毛呂山町	水道事業特別会計	-
毛呂山町	農業集落排水事業特別会計	-
越生町	水道事業会計	-
越生町	農業集落排水事業特別会計	-
滑川町	水道事業会計	-
滑川町	下水道事業特別会計	-
滑川町	農業集落排水事業特別会計	-
滑川町	浄化槽事業特別会計	-
嵐山町	水道事業会計	-
嵐山町	下水道事業会計	-
小川町	水道事業会計	-
小川町	下水道事業会計	-
川島町	水道事業会計	-
川島町	下水道事業会計	-
吉見町	水道事業会計	-
吉見町	下水道事業特別会計	-
吉見町	農業集落排水事業特別会計	-
吉見町	公設浄化槽事業特別会計	-
鳩山町	水道事業会計	-
鳩山町	農業集落排水事業特別会計	-
鳩山町	浄化槽設置管理事業特別会計	-
ときがわ町	水道事業会計	-
ときがわ町	浄化槽設置管理事業特別会計	-
横瀬町	下水道特別会計	-
横瀬町	浄化槽設置管理事業特別会計	-
小籠野町	病院事業会計	-
小籠野町	国民宿舎事業会計	-
小籠野町	浄化槽設置管理等特別会計	-
東秩父村	簡易水道事業特別会計	-
東秩父村	合併処理浄化槽設置管理事業特別会計	-
美里町	水道事業会計	-
美里町	下水道事業特別会計	-
美里町	農業集落排水処理事業特別会計	-
神川町	水道事業会計	-
神川町	公共下水道事業特別会計	-
神川町	観光事業特別会計	-
上里町	水道事業会計	-
上里町	下水道事業会計	-
上里町	農業集落排水事業特別会計	-
寄居町	水道事業会計	-
寄居町	下水道事業会計	-
寄居町	公設浄化槽事業特別会計	-
宮代町	水道事業会計	-
宮代町	下水道事業会計	-
杉戸町	杉戸町水道事業会計	-
杉戸町	杉戸町下水道事業会計	-
松伏町	松伏町下水道事業会計	-
松伏町	農業集落排水事業特別会計	-
越谷・松伏水道企業団	越谷・松伏水道企業団水道事業会計	-
桶川北本水道企業団	桶川北本水道企業団水道事業会計	-
戸田競艇企業団	モーターボート競走事業会計	-
埼玉県都市競艇組合	モーターボート競走事業会計	-
坂戸・鶴ヶ島水道企業団	坂戸・鶴ヶ島水道企業団水道事業会計	-
坂戸・鶴ヶ島下水道組合	下水道事業会計	-
毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	下水道事業会計	-
皆野・長瀬下水道組合(普通会計分)	下水道事業会計	-
皆野・長瀬下水道組合(普通会計分)	浄化槽市町村整備型事業特別会計	-
秩父広域市町村圏組合(事業会計分)	秩父広域市町村圏組合水道事業会計	-

・資金不足額がない場合は「-」で示す。